

令和4年3月30日	環政計発第2203303号	制定
令和4年7月1日	環地域事発第2207012号	改正
令和5年1月13日	環地域事発第2301131号	改正
令和6年2月13日	環地域事発第2402131号	改正
令和6年3月1日	環地域事発第2403011号	改正
令和6年7月23日	環地域事発第2407232号	改正
令和6年11月13日	環地域事発第2411133号	改正
令和7年3月10日	環地域事発第2503102号	改正
令和7年10月14日	環地域事発第2510141号	改正
令和8年3月31日	環地域事発第2603313号	改正

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

第1 通則

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「交付金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第2 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業の要件等は別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

第3 事業費の費目の内容及び算定方法

交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

第4 事務処理

- (1) 交付対象事業の実施にあたっては、環境省が特に定めるもののほかは、地方公共団体の財務規則、契約規則等により執行するものとする。
- (2) 地方公共団体は、交付対象事業の経理にあたっては、交付対象事業と交付対象事業以外の事業を厳に区分して行うものとし、次に掲げる関係書類及び帳簿等を区分し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存するものとする。
 - ①請負契約等を締結したときは次に掲げる関係書類。
 - ア 予定価格調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書
 - イ 競争公告又は指名通知等の関係書類
 - ウ 入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類

エ 契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には、当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）

②補助金等を交付したときは次に掲げる関係書類。

ア 地方公共団体において制定した補助金等交付要綱

イ 補助金等の交付関係書類（交付申請書、交付決定通知書等）

ウ 補助金等の支出関係書類

③交付対象事業の支出関係書類

ア 支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書

イ 事業費歳入簿、歳出予算差引簿

ウ 資材受払簿

エ 工事日誌等の事業実施状況等のわかる書類

④交付対象事業のうち、地方公共団体が直接執行する事業費については、各経費の費目別に支出して証拠書類及び関係帳簿を整理、保管しておくものとする。

第5 その他

- (1) 地方公共団体は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、地方環境事務所に速やかに報告し、その指示に従うものとする。
- (2) この実施要領に定めるもののほか、交付金の交付に関する必要な細目は、環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課長が別に定める。

附則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る交付金事業から適用する。

附則

この実施要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和5年1月13日から施行し、令和4年度補正予算（第2号）に係る交付金事業から適用し、令和4年度当初予算に係る交付金事業については、なお従前の例による。
- 2 第1項の規定にかかわらず、別紙1の（1）クの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の（1）スの規定の適用については、この実施

要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項で準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和6年2月13日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙1の1.事業の要件のカ及びケ並びに2.交付対象事業の内容のア（イ）、ア（ウ）、イ（エ）、イ（オ）、イ（キ）及びイ（ク）の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の1.事業の要件のエ及びケ並びに2.交付対象事業の内容のア（イ）、イ（ロ）及びウ（ソ）の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和6年7月23日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年11月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙1の2.交付対象事業の内容のウ（セ）、ウ（ソ）、ウ（タ）、ウ（チ）及びウ（テ）並びに別紙2の2.交付対象事業の内容のオ（ネ）、オ（ノ）、オ（ヒ）、オ（フ）及びオ（ヘ）の交付要件の規定の適用については、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、別紙1の2.交付対象事業の内容のオ（二）及び別紙2の2.交付対象事業の内容のカ（マ）の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

- 1 この実施要領は令和7年3月10日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず別紙1の1. 事業の要件のケ、2. 交付対象事業の内容のウ(コ)の交付率等の規定並びにイ(エ)(h, lを除く。)、ウ(ケ)c(c)、ウ(コ)及びウ(テ)の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の1. 事業の要件のカ、ケ、ス、セ、2. 交付対象事業の内容のア(イ)ただし書き、ア(エ)、イ(コ)、イ(シ)、エ(ツ)、エ(テ)及びオ(ノ)の交付率等の規定並びにア(イ)(a, d, j, nを除く。)、イ(コ)(d, jを除く。)、ウ(ソ)、ウ(チ)、エ(ツ)及びエ(ヌ)の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和7年10月14日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず別紙1の2. 交付対象事業の内容のア(ア)(f, j, kを除く。)、イ(エ)e、(オ)の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

- 別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業)
- 別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)
- 別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(設備整備事業)
- 別表第2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(車両導入事業)
- 別表第3 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(効果促進事業)
- 別表第4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業費(地方公共団体が交付金の執行に要する事務費)

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(重点対策加速化事業)

1. 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ 2. ア及びイの2つを実施すること。
- キ 2. ア～オの5つのうち2つ以上を実施すること。
- ク 都道府県・指定都市・中核市（施行時特例市を含む。）にあつては、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の導入量の合計が1MW以上、その他の市区町村にあつては0.5MW以上を導入する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を策定すること。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること）。ただし、令和7年度中に策定又は改定する場合はこの限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 2. アにおいて、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（※1）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合又は地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内に、太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合についてはこの限りではない。
- シ 重点対策加速化事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、脱炭素先行地域づくり事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事

業の交付対象外とする。

- ス 2050 年度までの交付対象事業を実施する地方公共団体の区域のカーボンニュートラルに向けた道筋が示されていること。
- セ 2030 年度までに交付対象事業を実施する地方公共団体の公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとすること。

- ※1 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。
- ※2 事業の中止若しくは廃止時若しくは地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の最終年度終了時に、「1. 事業の要件」カ若しくはキを満たしていない場合又は再エネ発電設備の導入量が 1. クで定める量に達していない場合又は 2030 年度までにセを満たしていない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

2. 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

事業実施主体	地方公共団体（PPA・リース等を含む。以下同じ。） 民間事業者・個人（ともに地方公共団体からの間接交付に限る。以下同じ）
交付率等	1 / 2 以内（地方公共団体設置。PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。） 5 万円/kW 以内（民間事業者設置。PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。） 7 万円/kW 以内（個人設置。PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。） 上記の事業実施主体によらず、 ソーラーカーポートを導入する場合は、1 / 3 以内（交付対象事業費は上限 3 億円/件） 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、3 / 5 以内 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、1 / 2 以内
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給

	<p>と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。</p> <p>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けた</p>
--	--

	<p>ときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を当該再エネ発電設備と同一</p>
--	--

	<p>都道府県内の需要家が消費すること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>h ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p> <p>i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の①又は②に適合すること。</p> <p>① 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。</p> <p>② 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。</p>
--	--

(イ)蓄電池

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体設置（PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 2 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 2/3 を上限とする。） ・民間事業者設置（PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） ・個人設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） <p>※：家庭用（20kwh 以下）：14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（20kwh 超）：16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ一体型屋外照明用蓄電池：1 / 3 以内

<p>交付要件</p>	<p>a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること（再エネ一体型屋外照明用蓄電池の場合は除く。）。</p> <p>b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>d 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>e PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>【業務用蓄電池（20kwh超）：gを満たすこと】</p> <p>g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池（20kwh以下）：h～mの全てを満たすこと】</p> <p>h 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>i 性能表示基準</p>
-------------	--

	<p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>(a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること)</p> <p>(b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(c) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(d) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(e) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>j 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>k 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>l 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、か</p>
--	--

	<p>つ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>m 保証期間</p> <p>メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p>【再エネ一体型屋外照明用蓄電池：n を満たすこと】</p> <p>n JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。</p>
--	--

(ウ) 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	蓄電容量×1 / 2 × 4 万円/kWh 以内（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。
交付要件	<p>a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。</p> <p>b 原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。</p> <p>c 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。</p> <p>※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。</p>

(エ) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	<p>充放電設備・充電設備：</p> <p>設置場所が公共施設又は災害拠点（地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設） 1 / 2 以内</p> <p>設置場所が公共施設又は災害拠点以外 1 / 3 以内</p>

別表第1 (交付対象事業費：設備整備事業)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、

			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

			PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

別表第2（交付対象事業費：車両導入事業）

区分	費目	細分	内容
車両費 (充放電設備費を含む)	購入費		電動車等の導入、ゼロカーボンドライブの実施に必要な費用

別表第3（交付対象事業費：効果促進事業）

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		効果促進事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		効果促進事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
直接費	業務費	諸謝金	効果促進事業を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他効果促進事業の実施に必要な謝金
		旅費	効果促進事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員や講演

			会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	効果促進事業に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う会議費。
		備品費	効果促進事業に直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。
		消耗品費	効果促進事業に直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	効果促進事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
		賃金	効果促進事業に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	効果促進事業に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	効果促進事業に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	効果促進事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		委託料	効果促進事業の全部又は一部を他者へ委託するために必要な経費（別表第3に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。）

別表第4（交付対象事業費：地方公共団体が交付金の執行に要する事務費）

区分	費目	細分	内容
直接費	業務費	諸謝金	<p>交付金事業の執行を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。</p> <p>①交付金事業の執行にあたり実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金</p> <p>②講演会等に招聘した外部専門家への講演</p>

		謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他交付金事業の執行にあたっての実施に必要な謝金
	旅費	交付金事業の執行にあたって直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び交付金事業の執行にあたって実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
	会議費	交付金事業の執行にあたって直接必要な会議等の開催に伴う会議費。
	備品費	交付金事業の執行にあたって直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入経費。
	消耗品費	交付金事業の執行にあたって直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
	借料及び損料	交付金事業の執行にあたって直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
	賃金	交付金事業の執行にあたって直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
	通信運搬費	交付金事業の執行にあたって直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
	光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
	印刷製本費	交付金事業の執行にあたって直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑役務費	交付金事業の執行にあたって必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
	委託料	交付金事業の執行にあたって執行事務の一部を他者へ委託するために必要な経費（本表に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び

			間接経費を含む。)
--	--	--	-----------